

報道発表
(速報)

平成26年9月12日
名古屋税関

知的財産侵害物品差止件数は上半期で過去最多

前年同期比で 2 倍、約 2,800 件を差止め

名古屋税関は、平成26年上半期(1月から6月まで)の管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の輸入差止状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 輸入差止件数は、上半期分で過去最多を更新

- 輸入差止件数は、2,763件であり、前年同期比2.1倍の伸びを示し、上半期分で前年分を上回り、平成23年に上半期分の公表を開始して以来、過去最多を更新しました。

2. 中国来貨物への更なる一極化

- 仕出国(地域)別の輸入差止件数では、中国来貨物が全体の構成比の94.6%(2,614件、前年同期比2.3倍)を占め、中国来貨物への一極化が更に進んでいます。

3. 電気製品の輸入差止めが大幅に増加

医薬品やスマートフォンのケースなどの差止めも引き続き増加

- 品目別輸入差止点数では、吊り下げ照明器具などの「電気製品」が前年同期比20.5倍(23,602点)となり、大幅に増加しました。

次いで、「医薬品」が、前年同期比1.8倍(9,073点)となり、引き続き国民への健康に対する脅威が懸念されます。

また、普及が進んでいるスマートフォンのケースなどの「携帯電話及び付属品」も、前年同期比2.2倍(7,610点)の伸びを示しました。

【お問合せ先】

名古屋税関総務部税関広報広聴室

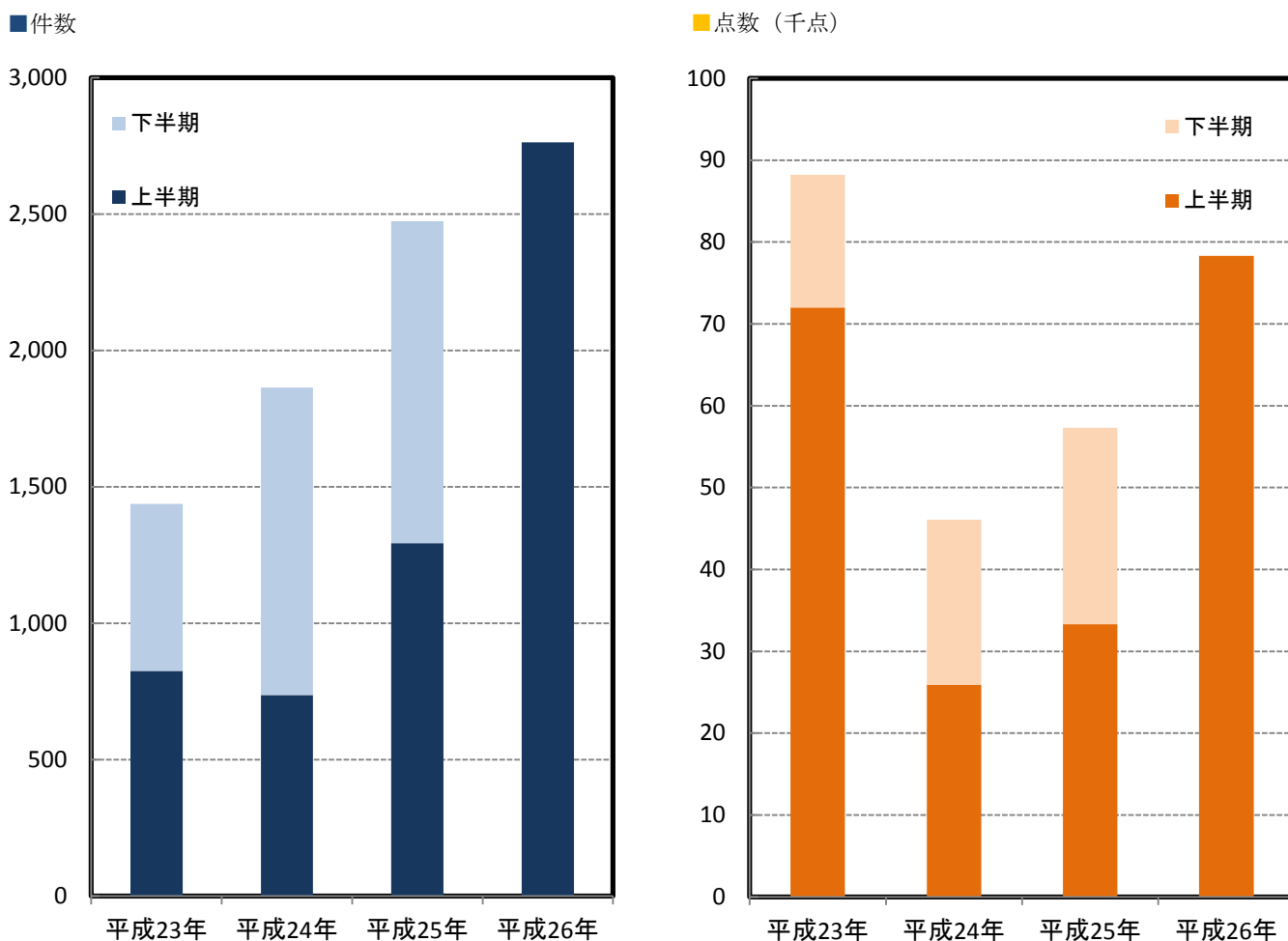
TEL: 052-654-4008

名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（平成 26 年上半期）

- 平成 26 年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、2,763 件で、前年同期比 2.1 倍となり、過去最多を更新しました。
- 輸入差止点数は、78,250 点で、前年同期比 2.3 倍でした。
- 輸入差止点数が増加したのは、意匠権を侵害する「電気製品」をはじめ、商標権を侵害する「医薬品」、「携帯電話及び付属品」、「衣類」の輸入差止めが増加したためです。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

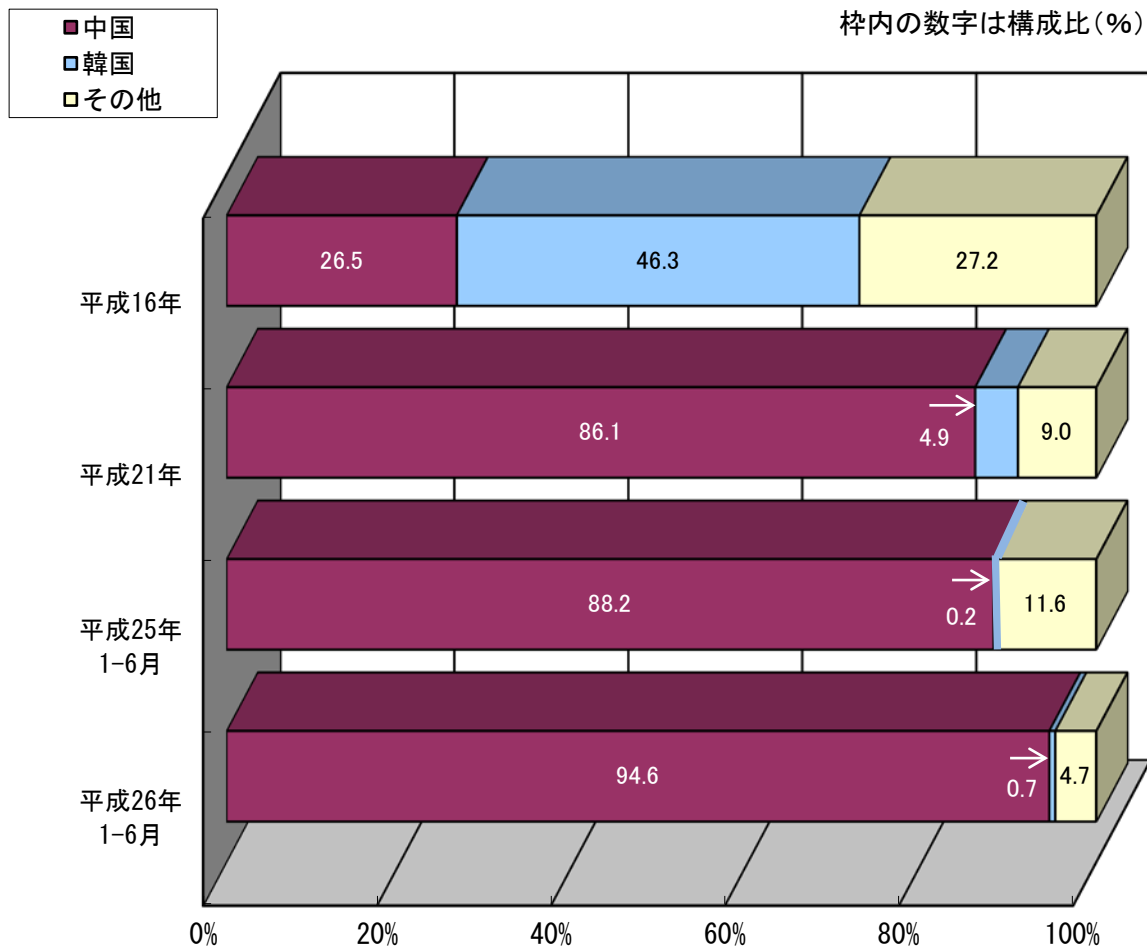
知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成 23 年～平成 26 年上半期）



○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国来が 2,614 件（構成比 94.6%、前年同期比 2.3 倍）と前年上半期の実績（1,141 件）を大幅に更新し、引き続き高い水準にあります。次いで香港来が 68 件（同 2.5%、同 58.1%増）、フィリピン来が 31 件（同 1.1%、同 32.6%減）でした。また、以前は差止件数の多かった韓国来は、18 件（同 0.7%、同 6.0 倍）と前年同期比では増加しているものの全体に占める構成割合としては低くなっています。
- 輸入差止点数は、中国来が 70,030 点（構成比 89.5%、前年同期比 2.4 倍）と前年上半期の実績（28,592 件）を大幅に更新し、次いで香港来が 3,902 点（同 5.0%、同 16.9%増）、パキスタン来が 2,169 点（同 2.8%、同全増）でした。
- 件数・点数ともに中国来の構成比が依然として高くなっています。

仕出国別（中国・韓国・その他）輸入差止実績構成比の推移（件数）

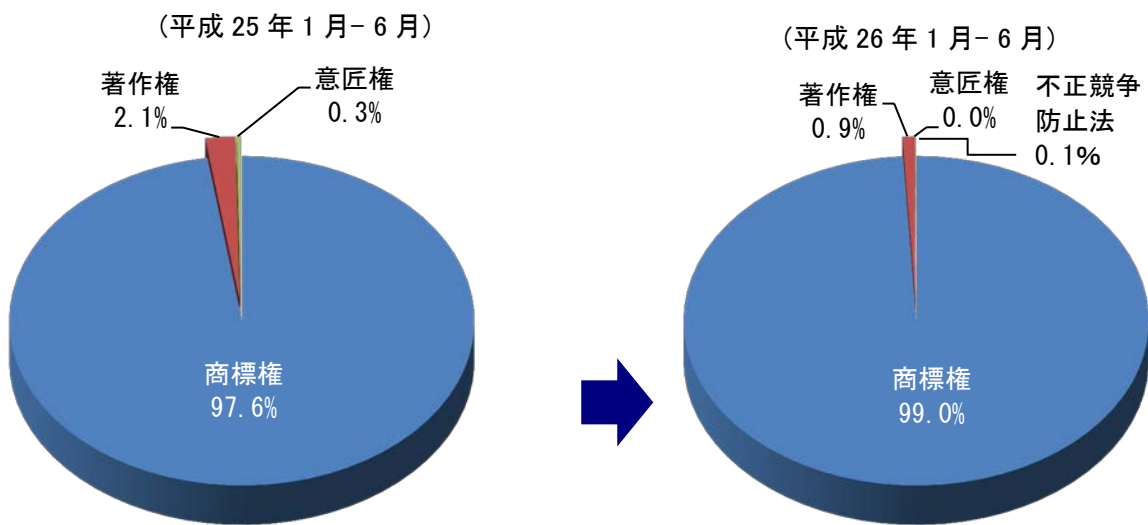


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

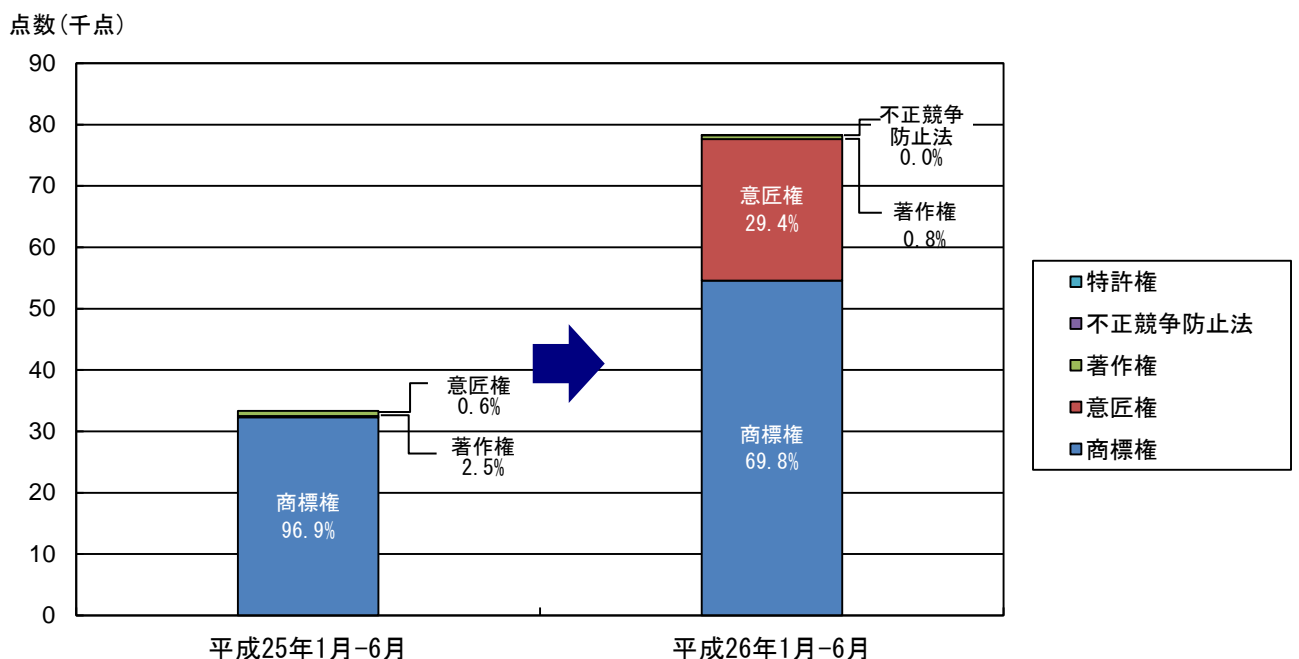
○知的財産別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、例年同様、偽ブランド品と言われる商標権侵害物品が 2,746 件（構成比 99.0%、前年同期比 2.2 倍）で大半を占め、次いでキャラクターグッズ等の著作権侵害物品が 24 件（同 0.9%、同 11.1%減）でした。
- 輸入差止点数は、商標権侵害物品が 54,586 点（同 69.8%、同 69.1%増）と大半を占めており、次いで意匠権侵害物品が 23,040 点（同 29.4%、同 110.2 倍）でした。
- 不正競争防止法違反物品のうち技術的制限手段回避装置（通称 マジコン）の輸入差止めがありました。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



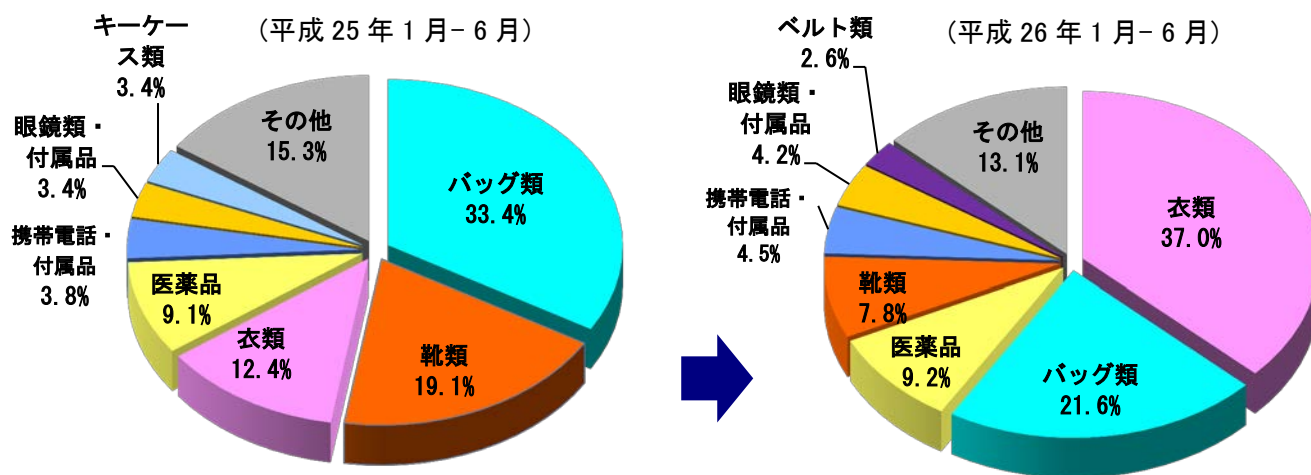
知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）



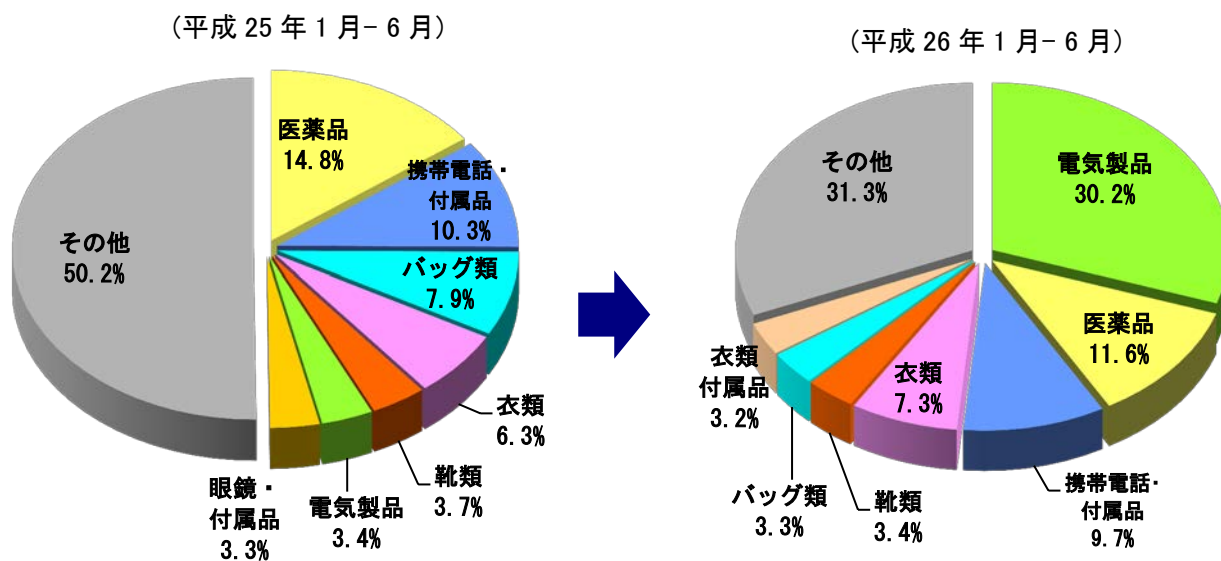
○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、パーカーや運動用ユニフォームなどの衣類が1,143件（構成比37.0%、前年同期比6.0倍）と最も多く、次いでバッグ類が669件（同21.6%、同29.7%増）、E D治療薬を模した医薬品が285件（同9.2%、同2.0倍）でした。
- 輸入差止点数は、吊り下げ照明器具などの電気製品が23,602点（同30.2%、同20.5倍）と最も多く、次いで医薬品が9,073点（同11.6%、同84.3%増）、スマートフォンのケースなどの携帯電話及び付属品が7,610点（同9.7%、同2.2倍）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目は、衣類（件数で前年同期比6.0倍、点数で前年同期比2.7倍）、医薬品（同2.0倍、同84.3%増）、携帯電話及び付属品（同2.4倍、同2.2倍）などでした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

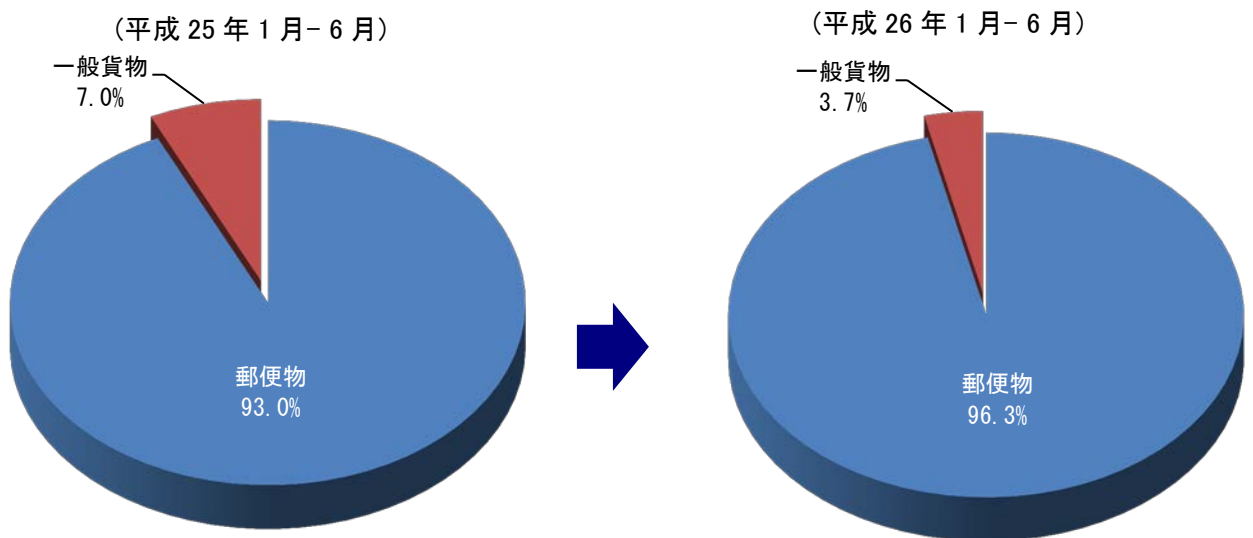


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

○輸送形態別輸入差止実績

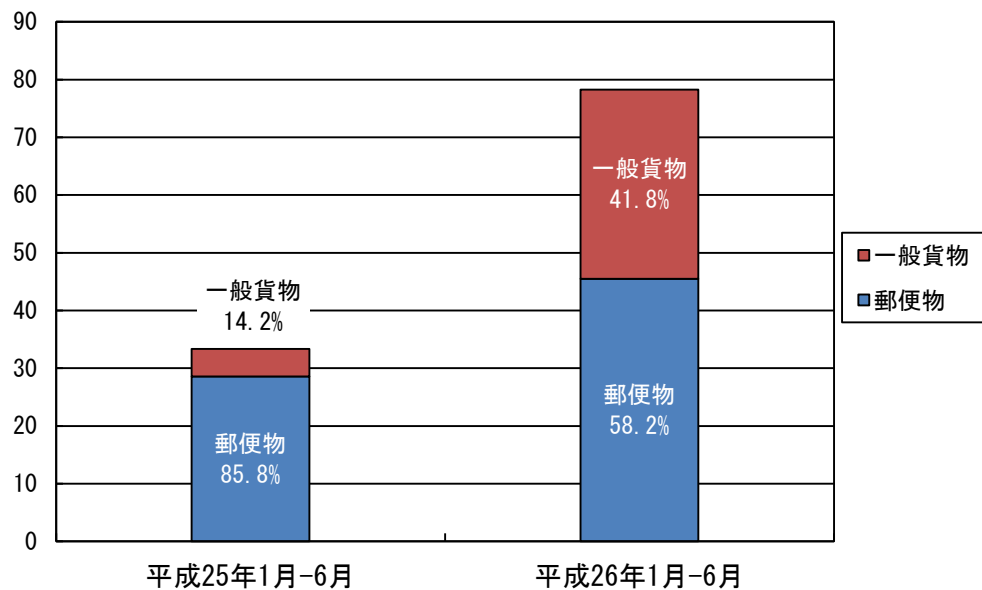
- 輸入差止件数は、例年同様、郵便物が2,662件（構成比96.3%、前年同期比2.2倍）で大半を占め、一般貨物が101件（同3.7%、同11.0%増）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が45,509点（同58.2%、同59.3%増）、一般貨物が32,741点（同41.8%、同6.9倍）でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）

点数(千点)



平成 26 年上半期 名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 25 年 1 月－6 月	平成 26 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
中国	1,131	1,613	2,231	1,141	2,614	229.1%	94.6%
香港	69	92	88	43	68	158.1%	2.5%
フィリピン	140	114	58	46	31	67.4%	1.1%
韓国	54	15	13	3	18	600.0%	0.7%
シンガポール	15	2	54	36	14	38.9%	0.5%
タイ	14	5	5	4	4	100.0%	0.1%
ベトナム	1	1	3	2	3	150.0%	0.1%
インドネシア	0	5	2	1	3	300.0%	0.1%
ネパール	0	0	0	0	2	全増	0.1%
パキスタン	0	0	1	0	1	全増	0.0%
上記以外の国	14	17	19	17	5	29.4%	0.2%
合計	1,438	1,864	2,474	1,293	2,763	213.7%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 25 年 1 月－6 月	平成 26 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
中国	68,965	38,066	43,945	28,592	70,030	244.9%	89.5%
香港	1,759	3,490	9,939	3,337	3,902	116.9%	5.0%
パキスタン	0	0	7	0	2,169	全増	2.8%
フィリピン	1,386	1,500	705	409	1,092	267.0%	1.4%
韓国	6,710	962	1,333	17	490	2882.4%	0.6%
シンガポール	386	44	1,095	787	399	50.7%	0.5%
タイ	232	51	53	50	74	148.0%	0.1%
インドネシア	0	56	25	7	28	400.0%	0.0%
ベトナム	2	13	12	10	27	270.0%	0.0%
ブラジル	0	0	1	1	23	2300.0%	0.0%
上記以外の国	8,761	1,912	146	112	16	14.3%	0.0%
合計	88,201	46,094	57,261	33,322	78,250	234.8%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段：件数
下段：点数

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 25 年 1 月－6 月	平成 26 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
特許権		1	0	0	0	0	—	—
		7,416	0	0	0	0	—	—
実用新案権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
意匠権		7	18	5	4	1	25.0%	0.0%
		334	1,243	709	209	23,040	11,023.9%	29.4%
商標権		1,341	1,789	2,444	1,277	2,746	215.0%	99.0%
		46,950	41,343	53,853	32,288	54,586	169.1%	69.8%
著作権		103	79	51	27	24	88.9%	0.9%
		33,500	3,508	2,699	825	619	75.0%	0.8%
著作隣接権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
育成者権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	周知表示	1	0	0	0	0	—	—
	混同惹起品	1	0	0	0	0	—	—
	著名表示	0	0	0	0	0	—	—
	冒用品	0	0	0	0	0	—	—
	形態	0	0	0	0	0	—	—
	模倣品	0	0	0	0	0	—	—
	技術的制限 手段回避装置	0	0	0	0	2	全増	0.1%
	0	0	0	0	5	全増	0.0%	
合計		1,438	1,864	2,474	1,293	2,763	212.0%	100.0%
		88,201	46,094	57,261	33,322	78,250	234.8%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注3) 不正競争防止法違反物品のうち技術的制限手段回避装置については、平成 23 年 12 月 1 日から輸出入してはならない貨物として、税関の取締りを行っています。

(注4) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 25 年 1 月－6 月	平成 26 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
衣類	260	271	349	192	1,143	595.3%	37.0%
バッグ類	680	897	764	516	669	129.7%	21.6%
医薬品	28	64	279	141	285	202.1%	9.2%
靴類	293	362	785	295	242	82.0%	7.8%
携帯電話及び 付属品	59	138	110	59	139	235.6%	4.5%
眼鏡類及び付属品	81	110	73	52	129	248.1%	4.2%
ベルト類	90	105	65	44	79	179.5%	2.6%
時計類	117	78	57	43	70	162.8%	2.3%
キーケース類	86	107	79	52	58	111.5%	1.9%
身辺細貨類	72	75	34	23	57	247.8%	1.8%
帽子類	22	23	34	21	35	166.7%	1.1%
電気製品	13	61	41	34	27	79.4%	0.9%
コンピュータ製品	68	29	37	13	25	192.3%	0.8%
CD、DVD 類	8	20	26	15	24	160.0%	0.8%
自動車及び付属品	12	9	22	5	24	480.0%	0.8%
上記以外の品目	96	84	66	38	85	223.7%	2.7%
合計	1,438	1,864	2,474	1,293	2,763	228.8%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 25 年 1 月－6 月	平成 26 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
電気製品	1,188	2,808	1,670	1,149	23,602	2054.1%	30.2%
医薬品	2,288	2,807	10,077	4,924	9,073	184.3%	11.6%
携帯電話及び 付属品	2,002	5,107	8,411	3,442	7,610	221.1%	9.7%
衣類	4,842	3,312	4,671	2,099	5,731	273.0%	7.3%
靴類	15,793	2,032	2,560	1,236	2,645	214.0%	3.4%
バッグ類	2,781	4,301	3,982	2,644	2,583	97.7%	3.3%
衣類付属品	77	2,544	311	0	2,491	全増	3.2%
眼鏡類及び付属品	407	1,237	3,310	1,104	1,889	171.1%	2.4%
自動車及び付属品	319	591	1,021	185	1,357	733.5%	1.7%
コンピュータ製品	882	12,782	711	295	926	313.9%	1.2%
身辺細貨類	14,157	3,222	611	170	893	525.3%	1.1%
帽子類	541	394	516	287	592	206.3%	0.8%
CD、DVD 類	118	925	836	336	555	165.2%	0.7%
時計類	239	307	157	128	335	261.7%	0.4%
キーケース類	220	386	326	177	263	148.6%	0.3%
上記以外の品目	42,347	3,339	18,091	15,146	17,705	116.9%	22.6%
合計	88,201	46,094	57,261	33,322	78,250	234.8%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数
下段:点数

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 25 年 1 月－6 月	平成 26 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
郵便物	1,265	1,650	2,307	1,202	2,662	221.5%	96.3%
	40,733	22,539	43,968	28,574	45,509	159.3%	58.2%
一般貨物	173	214	167	91	101	111.0%	3.7%
	47,468	23,555	13,293	4,748	32,741	689.6%	41.8%
合計	1,438	1,864	2,474	1,293	2,763	213.7%	100.0%
	88,201	46,094	57,261	33,322	78,250	234.8%	100.0%

(注 1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注 2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安心・安全を脅かすおそれもあります。更には、販売収益が犯罪組織の資金源になっているとも言われています。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関で差し止めている知的財産侵害物品は

特許権（発明）、実用新案権（考案）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）です。



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物

～

- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

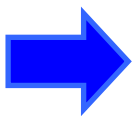
次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等

～

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といたします。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が課されることがあります。

○ 関税法第 109 条第 2 項、108 条の 4 第 2 項

知的財産権侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。